

「家屋比準評価における標準家屋設定等に係る家屋評価データ分析業務」に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 2 階北側
札幌市財政局税政部固定資産税課
電話 011-211-2228

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務の名称

家屋比準評価における標準家屋設定等に係る家屋評価データ分析業務

(2) 業務内容

家屋課税台帳データ及び家屋部分別計算書データを基に、比準評価対象家屋に対し統計的手法による分析を行い、令和 9 基準年度に比準評価を適用する範囲及び標準家屋の設定並びに比準表を作成する業務とし、詳細は「家屋比準評価における標準家屋設定等に係る家屋評価データ分析業務企画提案仕様書」による。

(3) 業務委託期間

ア 契約期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

イ 履行期間

令和 7 年（2025 年）6 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」の中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (7) 本調達について十分な業務遂行能力を有していることを確認するため、過去5年間に於いて他都市（人口20万人以上）で同種業務の履行実績があること。
- (8) 個人情報適切な管理を行う能力を有していることを確認するため、「個人情報取扱安全管理基準」満たしているものであること。

4 手続等

- (1) 提案説明書の交付方法
令和7年（2025年）4月1日（火）から札幌市財政局税政部ホームページに掲載する。
- (2) 企画提案書の提出
 - ア 提出書類
 - (ア) 参加意向申出書（様式1）1部
 - (イ) 同種業務実績一覧（様式2）10部
 - (ウ) 個人情報取扱安全管理基準適合申出書（様式3）10部
 - (エ) 業務責任者及び担当技術者に係る同種業務実績一覧（様式4）10部
 - (オ) 企画提案書（任意様式）10部
 - (カ) 積算書（任意様式）10部
 - イ 提出期限
令和7年（2025年）5月2日（金） 正午（必着）
 - ウ 提出方法

持参または郵送とする。

（持参での提出については、期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く
毎日8時45分～17時15分まで（提出期限日は正午まで）とする。）

エ 提出先

上記1のとおり

5 選定方法

「家屋比準評価における標準家屋設定等に係る家屋評価データ分析業務」
企画競争実施委員会において、企画提案者に対しヒアリング審査を実施し、
実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い企画提案者を契約候補者とし
て選定する。

6 その他

その他詳細については、「家屋比準評価における標準家屋設定等に係る家
屋評価データ分析業務 公募型企画競争 提案説明書」による。